

議案 第 32 号

三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定について

三宅町税条例（昭和35年9月三宅町条例第37号）等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

平成30年6月11日 提出

三宅町長 森 田 浩 司

三宅町税条例等の一部を改正する条例

(三宅町税条例の一部改正)

第1条 三宅町税条例（昭和35年9月三宅町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「（第48条第10項から第12項までを除く。）」を加える。

第24条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第34条の2中「扶養控除額を、」の次に「前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号イ及び第2号イ中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加える。

第48条第1項中「による申告書」の次に「（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の

規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第４２項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第７６２条第１号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第１２項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

１１ 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

１２ 第１０項の規定により行われた同項の申告は、法第７６２条第１号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

第９２条を第９２条の２とし、第２章第４節中同条の前に次の１条を加える。

（製造たばこの区分）

第９２条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

（１） 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費

等」の次に「（以下この条及び第 9 8 条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第 1 号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第 4 項中「前項」を「前 2 項」に改め、「関し、」の次に「第 4 項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量」を加え、同項を同条第 6 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

5 第 3 項第 2 号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第 9 4 条第 3 項中「前項」を「第 2 項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第 3 項第 1 号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第 9 2 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第 9 2 条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により

換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小

売定価に相当する金額（消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第 2 章第 3 節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和 5 9 年法律第 7 2 号）第 1 0 条第 3 項第 2 号ロ及び第 4 項の規定の例により算定した金額

第 9 4 条に次の 4 項を加える。

7 第 3 項第 3 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 3 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

9 第 3 項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

1 0 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第 9 5 条中「5, 2 6 2 円」を「5, 6 9 2 円」に改める。

第96条第3項中「第92条」を「第92条の2」に改める。

第98条中「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第5条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第10条の2第26項を同条第27項とし、同項の前に次の1項を加える。

26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 三宅町税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第26項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 三宅町税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 三宅町税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第95条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 三宅町税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（三宅町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 三宅町税条例の一部を改正する条例（平成27年12月三宅町条例第44号）

の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「三宅町税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第92条第1項」を「三宅町税条例第92条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中三宅町税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中三宅町税条例第24条第2項の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 平成31年4

月 1 日

(4) 第 2 条中三宅町税条例第 9 4 条第 3 項の改正規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日

(5) 第 1 条中三宅町税条例第 2 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 8 条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 3 2 年 4 月 1 日

(6) 第 3 条並びに附則第 7 条及び第 8 条の規定 平成 3 2 年 1 0 月 1 日

(7) 第 1 条中三宅町税条例第 2 4 条第 1 項第 2 号の改正規定、同条第 2 項の改正規定（第 2 号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第 3 4 条の 2 及び第 3 4 条の 6 の改正規定並びに同条例附則第 5 条の改正規定並びに次条第 2 項の規定 平成 3 3 年 1 月 1 日

(8) 第 4 条並びに附則第 9 条及び第 1 0 条の規定 平成 3 3 年 1 0 月 1 日

(9) 第 5 条の規定 平成 3 4 年 1 0 月 1 日

(10) 第 1 条中三宅町税条例附則第 1 0 条の 2 第 2 6 項を同条第 2 7 項とし、同項の前に 1 項を加える改正規定 生産性向上特別措置法（平成 3 0 年法律第 号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の三宅町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 3 1 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 3 0 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

2 前条第 7 号に掲げる規定による改正後の三宅町税条例の規定中個人の町民税に関す

る部分は、平成３３年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成３２年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

- ３ 第１条の規程による改正後の三宅町税条例第２３条第１項及び第３項並びに第４８条第１０項から第１２項までの規定は、前条第５号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第３条 平成２９年４月１日から平成３１年３月３１日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成３０年法律第３号）第２条の規定による改正前の地方税法附則第１５条第４３項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（町たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（三宅町税条例の一部を改正する条例（平成27年12月三宅町条例第44号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の三宅町税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、

町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	三宅町税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月三宅町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5
------	-----------------	---

		条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
	当該各項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る町たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(町たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税

法等改正法附則第 5 1 条第 9 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1, 0 0 0 本につき 4 3 0 円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 5 号。附則第 1 1 条第 2 項において「平成 3 0 年改正規則」という。）別記第 2 号様式による申告書を平成 3 2 年 1 1 月 2 日までに町長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 3 3 年 3 月 3 1 日までに、その申告に係る税金を施行規則第 3 4 号の 2 の 5 様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第 1 項の規定により町たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、第 3 条の規定による改正後の三宅町税条例（以下この項及び次項において「3 2 年新条例」という。）第 1 9 条、第 9 8 条第 4 項及び第 5 項、第 1 0 0 条の 2 並びに第 1 0 1 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 3 2 年新条例の

規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	三宅町税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年 6 月三宅町条例第 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。）附則第 8 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 8 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年改正条例附則第 8 条第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 30 年総務省令第 25 号）別記第 2 号様式

第 9 8 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 8 条第 3 項
第 1 0 0 条の 2 第 1 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 8 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 8 条第 3 項

5 3 2 年新条例第 9 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(町たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった町たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る町たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに町長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により町たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、
- 第4条の規定による改正後の三宅町税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	三宅町税条例等の一部を改正する条例（平成30年6月三宅町条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限

第 9 8 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 5 号）別記第 2 号様式
第 9 8 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 0 条第 3 項
第 1 0 0 条の 2 第 1 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 0 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 0 条第 3 項

5 33 年新条例第 9 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、町の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により町たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により町たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に

基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

三宅町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第1条による改正三宅町税条例（昭和35年9月三宅町条例第37号）

改正後（案）	現行
（町民税の納税義務者等） 第23条 町民税は、第1号のものに対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号のものに対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号のものに対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。 (1)～(5) 略 2 略 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第437条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（第48条第10項から第12項までを除く。）の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 （個人の町民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金	（町民税の納税義務者等） 第23条 町民税は、第1号のものに対しては均等割額及び所得割額の合算額によつて、第3号のものに対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて、第2号及び第4号のものに対しては均等割額によつて、第5号の者に対しては法人税割額によつて課する。 (1)～(5) 略 2 略 4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第31条第2項の表第1号において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。 （個人の町民税の非課税の範囲） 第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、町民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。 (1) 略 (2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金

額が<u>135万円</u>を超える場合を除く。) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の<u>同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額</u>（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (調整控除) 第34条の6 <u>前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者</u>については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額	額が<u>125万円</u>を超える場合を除く。) 2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が280,000円にその者の<u>控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額</u>（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に168,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。 (所得控除) 第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦（寡夫）控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、<u>所得割の納税義務者</u>については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (調整控除) 第34条の6 <u>所得割の納税義務者</u>については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。 (1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額
--	--

イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条

イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

イ 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には____、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 略

(町民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号の者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式（別表）による申告書を町長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によつて給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額____若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条

第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2 ～ 8 略

（法人の町民税の申告納付）

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書（第10項及び第11項において「納税申告書」という。）を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 ～ 9 略

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項に

第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定によつて控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第24条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（2）に掲げる者を除く。）については、この限りではない。

2 ～ 8 略

（法人の町民税の申告納付）

第48条 町民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第4項、第19項、第22項及び第23項の規定による申告書_____を、同条第1項、第2項、第4項、第19項及び第23項の申告納付にあつてはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第22項の申告納付にあつては遅滞なく町長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第3項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

2 ～ 9 略

において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により町長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。

第4節 町たばこ税

(製造たばこの区分)

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(町たばこ税の納税義務者等)

第92条の2 略

第4節 町たばこ税

(町たばこ税の納税義務者等)

第92条 略

(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合) 第93条 略 (製造たばことみなす場合) 第93条の2 <u>加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。</u> (たばこ税の課税標準) 第94条 <u>たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。</u> 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこ____の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める重量をもつて紙巻たばこ____の1本に換算するものとする。	(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合) 第93条 略 (たばこ税の課税標準) 第94条 <u>たばこ税の課税標準は、第92条第1項____の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等____に係る製造たばこの本数とする。</u> 2 前項の製造たばこ____の本数は、<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める重量をもつて<u>喫煙用の紙巻たばこ</u>の1本に換算するものとする。<u>この場合において、</u>
--	--

区分		重量
1	喫煙用の製造たばこ	
	ア 葉巻たばこ	1グラム
	イ パイプたばこ	1グラム
	ウ 刻みたばこ	2グラム
略		
3	加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	
	(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法	
	(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	
	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するた	

製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分		重量
1	喫煙用の製造たばこ	
	ア パイプたばこ	1グラム
	イ 葉巻たばこ	1グラム
	ウ 刻みたばこ	2グラム
略		

ばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第46条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。) をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。） イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額	
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等 _____ に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこ _____ の本数に換算する方法により行うものとする。 5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	3 前項 _____ の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を _____ 本数に換算する場合の _____ 計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる _____ 製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用の紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
6 前2項の計算に関し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量	4 前項 _____ の計算に関し、 _____ 製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量

又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。	に0.1グラム未満 の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
(たばこ税の税率)	(たばこ税の税率)
第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。	第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,262円</u>とする。
(たばこ税の課税免除)	(たばこ税の課税免除)
第96条 略	第96条 略
2 略	2 略
3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条の2</u>の規定を適用する。	3 第1項の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、法第469条第1項第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、<u>第92条</u>の規定を適用する。

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等

_____に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 ～ 5 略

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算し

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2 ～ 5 略

附 則

(個人の町民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額_____ (その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算し

た金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)は課さない。 2及び3 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 ～ 25 略 26 <u>法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。</u> 27 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。	た金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)は課さない。 2及び3 略 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第10条の2 略 2 ～ 25 略 26 略 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例) 第17条の2 略 2 略 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から<u>第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。
--	--

三宅町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第2条による改正三宅町税条例（昭和35年9月三宅町条例第37号）

改正後（案）	現行
（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）～（3） 略 4～10 略 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～23 略 24 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 25 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 26 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は零とす	（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 （1）～（3） 略 4～10 略 附 則 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～23 略 24 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。 25 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。 26 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とす

る。
27 略

る。
27 略

三宅町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第3条による改正三宅町税条例（昭和35年9月 三宅町条例第37号）

改正後（案）	現行
（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第2号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア及びイ 略	（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）<u>附則第48条第1項第1号</u>に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア及びイ 略

4～10 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

4～10 略

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

三宅町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第4条による改正三宅町税条例（昭和35年9月三宅町条例第37号）

改正後（案）	現行
（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.2</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.8</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する</u> たばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略	（たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.4</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に<u>0.6</u>を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額（<u>所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税</u>の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法 ア 略

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法_____ _____第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した 金額 4～10 略 (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,552円</u>とする。	イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律 第72号)第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した 金額 4～10 略 (たばこ税の税率) 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。
---	---

三宅町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第5条による改正三宅町税条例（昭和35年9月三宅町条例第37号）

改正後（案）	現行
（製造たばことみなす場合） 第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条_____において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次_____に掲げる方法により換算した_____	（製造たばことみなす場合） 第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。 （たばこ税の課税標準） 第94条 略 2 略 3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて

		紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。			計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
		(1) 略			(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
		(2) 略			(2) 略
					(3) 略
4	第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合	における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	4	第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	
5	第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。		5	第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	
6	略		6	略	
7	第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、そ		7	第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、そ	

の合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第2号</u> <u>ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の 端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 9 略	の合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの<u>第3項第3号</u> <u>ア</u>に定める金額又は紙巻たばこの1本の金額に相当する金額に1銭未満の 端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 9 <u>第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定 する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合 には、その端数を切り捨てるものとする。</u> 10 略
---	--

三宅町税条例等の一部を改正する条例 新旧対照表

第6条による改正三宅町税条例の一部を改正する条例（平成27年12月三宅町条例第44号）

改正後（案）	現行
附 則 （町たばこ税に関する経過措置） 第6条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、<u>三宅町税条例</u>第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年9月30日</u>まで 1,000本につき4,000円 3 略 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>三宅町税条例</u>第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製	附 則 （町たばこ税に関する経過措置） 第6条 略 2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る町たばこ税の税率は、<u>新条例</u> 第95条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円 (2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円 (3) 平成30年4月1日から<u>平成31年3月31日</u>まで 1,000本につき4,000円 3 略 4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>新条例</u>第92条第1項 _____に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製

造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の

造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5～12 略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には町の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には町の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、町たばこ税を課する。この場合における町たばこ税の

課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日
略		

課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該町たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

14 第5項から第8項までの規定は、前項の規定により町たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項	第13項
	附則第20条第4項	附則第20条第14項において準用する同条第4項
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日
略		

